

第5章 多文化共生社会の構築に向けた取り組みの方向性

1. 基本方針 1 国際化に対応できる人材育成

(1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成

外国人市民との互いの文化的差異を理解、尊重し合い、共に地域づくりを進めていくためには、外国人市民が日本の文化を学ぶとともに、市民も自分とは異なった地域の文化や習慣を学び、体験することで相互に理解し合うことが大切です。

そして、SDGsを意識した持続可能な社会の担い手として主体的・協働的に学び、行動するために必要な資質・能力が身につくように、国際化を担う人づくりを推進します。

また、本市の国際化推進において大きな役割を果たしているKIFAは、国際交流センターを中心に様々な国際交流や多文化共生事業を実施してきました。今後は、国際感覚や多文化共生意識を高めるような各種講座やセミナーなどの学習機会や、多様な文化の体験機会を通じて、さらに多くの市民に周知し、外国人市民と地域住民が出会う場として、より一層利用しやすく親しみやすい場所となることが重要です。

さらに、国際交流や多文化共生に関わるグループやボランティアなどが相互に交流し、情報交換やネットワークづくりができるように支援していきます。

一方、外国人市民によっては、言語や生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションがうまく図れず、地域社会との関係が希薄になり、日常生活上のトラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがあります。地域住民の外国人市民に対する偏見や差別を取り除き、外国人市民と同じ地域の一員として交流し、お互いを理解し合えるよう、関係団体と連携して多文化共生意識の醸成に努めます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①国際理解教育の充実	子どもから大人までが学校や学校教育以外の場において、異文化について学び、体験するために、国際理解学習や講座、イベントなどを実施します。
②多文化共生の理解の促進	外国人市民も地域社会の一員として、理解、尊重し合い、支え合っていくことの学びや認識を深められるように、イベントや講座、研修などを実施します。
③多文化共生を推進する人材の育成	関係団体と協力して、多文化共生を推進する役割を担う人材を発掘・育成します。

(2) 外国語教育の推進

グローバルな社会で活躍する人材を育成するには、異文化の理解とともに、相手の

言うことを理解し、自分の意思を伝えるコミュニケーション能力が重要となります。

平成 29 年（2017 年）に改正された学習指導要領のもと、すでに小学校 3 年生から外国語活動が実施されていますが、本市では教育課程特例校の申請により、小学校 1 年生から実施しています。また、中学校から小学校への英語科教員の乗り入れ授業を行い、小学生が専門的な英語指導を受けられるなど、英語教育に力を入れています。

一方、図書館では、英語のおはなし会や英語多読図書のコーナーを設け英語に親しむ取り組みを進めています。

さらに、小学校や市内公共施設など地域の様々な場所において、幼児期から英語に触れる機会を提供する「英語村構想」を推進します。

このように、市内の様々な場所においても英語等に触れる機会を増やし、子どもから大人までを対象とした本市らしい取り組みに努めます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①コミュニケーション能力の育成	<p>市立小中学校において、児童生徒の実態に応じてコミュニケーション能力を育成するため、N E T（Native English Teacher、外国人英語指導員）やボランティア等の活用を図ります。また、学習意欲を高めるために英語検定試験等の活用を図ります。</p> <p>一方、小学校や地域の様々な場所、資源を生かして、体験型英語学習の場である英語村事業などを推進します。</p>
②外国語に触れる機会の充実	<p>図書館では、K I F A と共催し、英語のおはなし会を実施することで、日本語を母語とする子どもと他言語を母語とする子どもの双方が楽しめる機会を提供します。</p> <p>また、主に大人の英語習得の方法として知られる英語多読について、コーナーを設け図書を整備するとともに、講座等を通じ英語に親しむ機会を充実します。</p>

2. 基本方針 2 幅広い国際交流の推進

(1) 市民主体の国際交流の推進

本市の本格的な国際交流は、平成4年(1992年)のK I F Aの設立、続いて平成6年(1994年)のカーメル市との姉妹都市提携に遡ります。

国の政策として地方自治体でも姉妹都市交流の推進がなされ、多くの姉妹都市提携が締結されました。バブル崩壊後の低経済成長や厳しい財政事情が続く中で、多くの地方自治体では交流の機会が減少し、当初の意義すらも踏襲できなくなってきています。

一方で、本市においてはK I F Aを中心にカーメル市との交流活動に熱心に取り組み、カーメル市から市民功労賞まで贈呈された市民もいます。本来、交流とはこのように草の根的な市民交流として、それが持続可能なものであることに意義があるものです。

本市は、今後も引き続きカーメル市との交流を推進するとともに、市民主体の様々な国や地域との交流を促進します。そして、必要に応じて行政間の連携が効果的と判断した場合には、ゆるやかなパートナーシップのもと、産業・観光・教育といったテーマごとの連携協定による交流を推進します。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①姉妹都市との市民交流の促進	国際理解、国際親善を深めるため、本市とK I F Aが協力し、姉妹都市であるアメリカ合衆国カーメル市との各種交流事業を実施します。
②市民・民間団体等の海外交流	市民団体が主体で行う様々な分野での海外交流を促進し、発展させるべきものについては本市が支援します。
③外国人市民と市民との交流促進	K I F Aとの連携などにより、市民と外国人市民が交流できる機会を支援します。
④国際交流センターの運営による市民活動の推進	本市の国際化・多文化共生施策の推進を担う拠点である国際交流センターの運営を通して、関係団体が連携して行う外国人市民への活動支援を推進します。

(2) 教育機関等における交流の推進

教育の場における国際教育は、各小学校においては、総合的な学習の時間などを利用して、様々な形で取り組んでいます。また、テレビ会議システムを活用して、海外との交流を推進しています。一方、K I F Aの協力により講師の派遣をしていますが、今後は高等教育機関などとも協力して交流を図ります。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①国際交流機会の充実	各学校において、ICT機器を積極的に活用し、絵画や詩文また、演劇などの文化的なテーマを設定するなど、今まで以上の交流の充実に努めます。また、KIFAや高等教育機関などとも協力しながら交流を図ります。

3. 基本方針 3 多文化共生のまちづくり

(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供

日本語を十分に理解できない外国人市民や観光客に対しては、その滞在が短期・長期にかかわらず、日常生活や旅先において必要となる情報を母国語で提供することはとても大事なことであり、不安やストレスを軽減することにつながります。また、外国人市民が他の市民と同様にサービスを受けるとともに、地域で果たすべき責任を理解するためには、地域や行政の仕組みを正確に伝えることが重要です。

国では、関係府省庁が協力し、日本で生活を始める人を主な対象として、生活全般に関する基本的な情報を「生活・就労ガイドブック」として提供を開始し、今後の多言語化への対応が期待されるところです。また、一般財団法人 自治体国際化協会では、日本で生活するために必要となる基本的な情報を多言語で提供しており、さらにスマートフォンなどにより外出先でも閲覧できるようになっています。

また、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下、「OFIX」という。）が作成した「大阪生活必携」は、外国人市民が大阪府内に住むにあたって有用な情報が多言語で提供されています。いずれも項目は医療や福祉、暮らし教育、災害といった項目にまとめられており、まずは、それらの活用を推進します。

一方、本市のホームページや観光ポータルサイトは、多言語に対応していますが、本市での生活に必要な情報として、各分野で発行するガイドブックなどは、別途多言語化を図る必要があります。現在、「外国人のための生活ガイドブック」を作成し、市及びKIFAのホームページ上に健康診断やごみの出し方、防災ガイド、子育て支援ガイド等の市独自の情報を英語・中国語・韓国語の3ヶ国語に翻訳し掲載しています。今後は、その他の情報や上記3ヶ国語以外でも翻訳を行い、一層の周知や公共施設等における多言語資料の充実に努めます。

さらに、日ごろ目にする機会が多く、注意喚起や誘導の役目を果たす各種サインは、地域住民のみでなく、広く外国人市民や観光客にも周知が必要な情報であり、避難所等の緊急性の高いものなどから、多言語表示又はやさしい日本語での表示に努めるとともに、絵文字などイラストによる表示も推進します。

なお、今後はインターネットを利用したICT環境の整備がますます重要となってくると見込まれることや、すでに多くの外国人市民や観光客がスマートフォンなどを利用していることから、本市でも、公衆インターネット環境の普及を図り、ICT機器によるホームページへの誘導や多言語（音声）翻訳機能（アプリケーションソフトを含む）の活用を推進します。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子の	ICT機器の活用などにより、行政窓口案内の多言語化に対応します。また、外国人市民に向けた「外国人のための生

作成	活ガイドブック」の更新の定期的実施及び充実を図ります。 一方、観光案内所の多言語化を図り、観光ガイドブックの多言語化や、観光ボランティアガイドによる英語での案内を実施します。
②国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用	国が提供する「生活・就労ガイドブック」や、大阪府内の情報が掲載されている「大阪生活必携」等の活用を推進するため、市等のホームページ上から接続可能とするなど、大阪府等の関係機関や団体が作成している多言語化された情報の活用を図ります。
③多言語によるホームページでの情報提供	市のホームページや観光ポータルサイトに自動翻訳機能を持たせ、多言語による情報発信に努めます。
④行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進	伝達内容を考慮しながら文書や施設の表示等の多言語化、ルビ打ち、ローマ字表記、ピクトグラム（絵文字）化、ICT機器等を積極的に活用し、外国人市民が情報を確実に理解できるための支援を充実します。まず、市内に設置されている緊急性の高いサインなどから多言語表示又はやさしい日本語での表示を行います。
⑤多言語情報コーナーの設置	市役所等に多言語情報コーナーを設置するなど、関係機関や団体と協力し、外国人市民への多言語化した情報場所の充実を図ります。

(2) 外国人市民コミュニティへの支援（日本語教育機会の確保等）

外国人市民の中には、日本語教育を十分に受けることができず、住宅の確保や日々の生活において、不安や不便を感じるだけでなく、各種行政サービスの利用や市民としての義務の履行に必要な情報が得られなかったりする場合があります。そのため、コミュニケーションを円滑に図ることができる多言語での生活相談や、適切なアドバイスをすることで、生活していく上での不安を解消し、外国人市民の人権を尊重し、権利保障に努めます。

一方で、地域住民の中には、外国人市民に対する様々な思い込みを持つ人もいることから、差別的言動が無いように、多文化共生意識の醸成に努めていきます。

そのために、地域住民との関係を築き、社会に順応した生活ができるよう、地域行事への積極的な参加を促し、外国人市民の自立を促進するための支援体制の充実を図り、相談内容を施策に反映していきます。

なお、K I F Aでは、生活言語としての日本語を習得する機会として、また情報交換を行える場として日本語教室（日本語サロン）を設立当初より継続しています。さらに、外国人市民同士の交流の場や情報の提供の場として、インターネット上に外国

人市民同士が集える場などを設置しています。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①日本語教室の実施	日本語レベルに応じた日本語学習機会の充実を図り、生活に関する相談や、外国人市民と支援ボランティア双方が異文化理解を深める機会を提供します。
②日本語学習支援者の育成	日本語ボランティアの充実及びボランティア育成のための講座等を開催します。
③多言語による相談体制の充実	国際交流センター内に外国人市民の1次的な外国人総合相談窓口を設け、相談体制を充実し、周知を積極的に行います。 また、整備が進んでいる「多文化共生総合相談ワンストップセンター」との連携を図っていきます。

(3) 外国人児童生徒の教育支援体制整備

国籍を問わず、全ての子どもたちには、健やかで将来に夢を持って育つことができる環境が必要です。外国人市民の子どもについては就学の義務は課せられていませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約や子どもの権利条約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れています。

大阪府教育庁では、「帰国・渡日児童生徒の受入れマニュアル」を作成し、学校生活の支援を図っています。この中で、「どこで生まれようと、どこで育てられようと、一人ひとりがかけがえのない子。言葉や習慣が違ってても、温かい気持ちは伝えることができる。」と記されており、帰国・渡日児童生徒に対してこのような意識を持つことが必要であると考えます。そのため、言語や文化の違いを認識し、それを共有するとともに互いの共通点を認識し、お互いが理解し、尊重しあえる環境の整備に努めます。そのことにより、帰国・渡日児童生徒が自らの民族と文化に自覚と誇りを持つことができるよう引き続き支援します。

本市においては、学校関係者及びK I F Aが連携し、帰国・渡日児童生徒及びその保護者が、言葉や生活習慣が異なることにより学校生活において支障をきたすことがないように、通訳者などの人材を地域で探し、受け入れ環境の整備を図っています。また、中学校卒業後の進学サポートとして、府が主催する帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業「多言語進路ガイダンス」(南河内ブロック)を、南河内の教育委員会や学校関係者及びK I F Aが連携し、開催しています。

今後も、自己の能力を最大限に発揮できるよう、児童生徒が置かれている状況に配慮した学校への通訳ボランティアの派遣、日本語指導や学習指導、学校生活への適応支援等の充実等、地域ボランティアとの連携を推進し学習支援に努めます。また、帰国・渡日児童生徒自身が母国の言葉や文化を伝える取り組みも行います。

さらに、渡日保護者の場合、日本の就学制度への不理解や自身の将来展望が不明確で生活が安定しないことなどにより、その子どもの不就学につながる場合が想定され、子どもの不利益とならないよう、その保護者に対しても支援できる環境づくりに努めます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①自らのルーツを元にした多文化理解と保護者へのサポート	外国にルーツを持つ児童生徒が自らの民族と文化に誇りと自覚を持つことができるように、学校での児童生徒向け及び保護者向けの多文化を理解するための取り組みに努めます。また、学校と連携し、孤立しがちな渡日保護者に対しても、日常生活の相談窓口としての国際交流センターを紹介するなど、交流の場を提供し、孤立を防ぎます。
②本人の意思と能力に応じた進学支援	個人の進学の意志と能力に応じて進学の手続きを得るために、日本の進学制度を周知する機会を提供します。
③外国人児童・生徒への日本語学習の支援	児童生徒の置かれている状況に配慮した日本語及び教科の学習支援、学校生活への適応指導等の充実を図ります。
④学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記	施設の表示物や配布物などについて、多言語表記又はやさしい日本語表記、ピクトグラム（絵文字）の活用等の充実を図ります。

(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート

外国人市民が健康な生活を送るため、医療・保健・福祉に関する多くの情報が必要です。外国人市民にとってこれらの制度は理解しにくいこともあり、必要な人に必要とするときに届くよう、制度や施設などの情報を提供し、その環境を整えていきます。

現在、K I F Aにおいて保健センター等から要請があれば、通訳者の派遣を行っていますが、医療や保健の現場では専門用語も多いため、それらの専門用語が理解できる通訳者（以下、医療通訳者という。）を配置する取り組みが必要となります。しかし、各医療機関などにて医療通訳者を配置しての対応は経費的にも難しく、本市に外国人市民が少ないことも考え合わせて、近隣自治体等との広域連携による取り組みが必要です。

また、福祉においても、今後、介護施設での利用が増えることが想定されますが、施設での通訳者の配置は医療機関などと同じく難しいと考えられ、貧困や虐待なども含め、前述の広域連携による取り組みにおいて、医療の専門用語と合わせて介護や福祉の分野についても取り組んでいきます。

なお、専門的な通訳研修のみならず、生活習慣、価値観などの違いへの配慮や守秘義務等の情報管理の対策も行っています。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①医療・保健・福祉関連情報の充実	市内の医療・保健・福祉関係機関に対し、それぞれの制度や手続き等の多言語による周知及び情報提供を図ります。
②「大阪府医療機関情報システム」等の案内	英語で府内の医療機関を検索できる「大阪府医療機関情報システム」及び電話医療相談・通訳サービス等を提供している「NPO法人AMDA国際医療法人情報センター関西」を紹介します。
③医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート	広域連携による医療通訳者の仕組みが構築されるまでの間、保健センターや地域包括支援センターから外国人市民を訪問する際にはKIFAの協力を得て、通訳が同行するなどの連携を図ります。また、多言語問診票やICT機器による音声翻訳機能等の普及を図ります。
④外国人市民等の救急対応	外国人市民等の救急搬送時に、多言語カードやICT機器による音声翻訳に加え、電話通訳センターを介した3者間通話システムの整備を図ります。

(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発

外国人市民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なります。災害時に備えて、言葉や文化に配慮した日頃からの適切な情報提供や防災意識を高めるための啓発が必要です。また、東日本大震災をきっかけに、地域防災力の向上や重要性が再認識されていますが、外国人市民の多くが地域社会とのつながりが少ないことから、災害時の安否確認や情報伝達の確保が困難になります。そのため、災害時に正しい情報を提供するための仕組みづくりと共に、災害時に助け合えるよう地域住民との関係づくりを推進することが重要です。

また、事業者などと共に、外国人観光客に対する災害時の対応についても、意識の共有を図っていきます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①災害時に提供する情報の多言語化	防災・災害情報の多言語化や、やさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用や普及を図ります。
②防災・災害対応に関する意識の啓発	外国人市民が参加できる地域の防災訓練の機会や、外国人市民が防災・減災に関する知識を学ぶ機会を提供します。 また、事業者などと共に、外国人観光客に対する災害時の対応について、意識の共有を図ります。

(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発

外国人労働者には、経済情勢の変動により大きな影響を受けやすい不安定な雇用形態の問題や、雇用保険、社会保険の未加入などの問題があります。また、言葉が分からずに業務上必要な指導や指示を受けることが困難であったり、監督指導を行なった事業場の実に7割以上で労働基準関係法令違反が認められたという厚生労働省の発表（2019年8月）にあるように、雇用主が労働基準法に違反して外国人市民を使用したりするなどの問題もあります。

本市では、国籍や人種、宗教など様々な要因に基づく差別がないように、外国人市民の人権も尊重します。そして、不当な労働を許すことなく、労働基準を順守し、良好な職場環境を形成するために、コンプライアンスのもと外国人市民の就労を支援します。

そこで、国が作成した「生活・就労ガイドブック」や、OFIXの作成した「大阪生活必携」などに書かれた、外国人市民が必要とする労働関係の情報を活用するとともに、通訳者が配置された国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナー等の周知に努めます。

また、本市においては商工担当部門に地域就労支援センターを設置していることから、この機関と国際交流センターとが連携して支援を行っていきます。さらに、外国人労働者が就労上、周りの日本人と良好なコミュニケーションを保てるよう、日本の文化や生活習慣も含めた学習機会の提供やその場への参加を促しながら定住に繋げていきます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内容
①関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供	本市の地域就労支援センターのほか、国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナーなどと連携し、就労に関する情報提供を行い、安定的な雇用の支援を行います。
②雇用関係者への意識啓発	KIFAや本市の商工業関係団体などが協力し、市内企業へ日本語学習機会などの啓発を行います。外国人市民の適正な雇用に関する市内事業所の理解を深めます。

第6章 ビジョンの推進にむけて

1. ビジョンの推進体制

多文化共生社会の実現をめざし、市民、事業者、関係機関・団体等との連携・協働のもとに、多文化共生にかかわる施策を総合的に推進します。

(1) 市の推進体制

本市の国際化施策を統括する部局が中心となり、ビジョンに基づいた施策の推進及び進捗について把握に努めます。また、国や大阪府における新たな方針等については、ビジョンとの関係を検証しつつ、本市の状況に応じた取り組みを進めていきます。

そこで、本ビジョンの推進のために、庁内関係部局の連絡調整及び連携を図るための体制を整えるとともに、社会状況等の変化も考慮のうえ、必要に応じて取り組み内容を見直しながら、「めざす姿」の実現を図っていきます。

さらに、本市が主体となって行う、教育・福祉・防災その他の事業において、多文化共生推進のための学習や研鑽の機会を提供します。

(2) 市民や市民団体、事業者、関係機関等との連携

多文化共生の推進や外国人市民等に関する文化の違いから来る課題解決にあたり、本市はもとより、各主体は様々な市民団体や個人、事業者、関係機関等との連携や協力が不可欠です。

本ビジョンの推進にあたり、K I F Aとの連携に軸をおき、国際交流センター事業の運営を委託し、本センターを通じて、様々な主体がつながり、お互いに働きかけ、協力しあえる関係を築きます。

(3) 国、大阪府、他市町村との連携

多文化共生施策の推進にあたっては、国や大阪府と役割分担をしながら進めます。

また、市民の生活や活動の範囲は市内にとどまらないことから、必要に応じて他の市町村と情報交換や連携を図り、本市の中だけでは難しい課題の解決に向けて取り組みます。

2. PDCAサイクルによる進行管理

重点テーマにおける取り組みの方向性に基づき、PDCAサイクルにより進行管理を行います。そこで、外国人市民等に対してモニタリング調査を行うなど、その結果を評価することにより、今後の施策やビジョンの見直しを行っていきます。

3. 河内長野市国際交流協会（K I F A）について

昭和 63 年（1988 年）8 月に河内長野市国際化推進市民懇談会が設立され、翌年の平成元年（1989 年）8 月に「河内長野市の国際化推進に関する提言」が提出されました。そして、平成 3 年（1991 年）10 月には（仮称）河内長野市国際交流協会発起人会が設立され、平成 4 年（1992 年）2 月 26 日に河内長野市国際交流協会（K I F A）が誕生しました。

K I F A は設立以来、国際交流に関するすべての市民・団体などが幅広く参加できる、本市における国際交流事業の推進母体として大きな役割を果たしてきました。そして、民間主導型の国際交流が生まれ、特にホームステイ事業における、ホストファミリーなどのボランティアによる外国人受け入れ体制の充実ぶりは、本市らしい特徴の 1 つとなっています。

その他にも「OSAKA IN THE WORLD」や「世界ごった煮」のような交流・体験事業、姉妹都市であるカーメル市との日本庭園の整備や子ども絵画の交換といった姉妹都市との交流事業が行われてきました。また、平成 14 年（2002 年）4 月からは、市民交流センター内の「国際交流センター」を活動拠点として活動の幅を広げてきました。

平成 18 年（2006 年）3 月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」をきっかけに、多くの自治体で多文化共生の推進が図られるようになりました。

一方、本市では K I F A において、平成 4 年（1992 年）から外国人市民のための日本語学習や相談、情報交換の場として「日本語サロン」を実施しています。今では年間 120 日以上もの日本語サロンを開催しており、外国人市民にとっては無くてはならないものとなっています。その他にも、高校入学前の帰国・渡日児童・生徒とその家族に対して行う「多言語進路ガイダンス」や「たすけあい広場」、「多文化サロン」といった事業を行っており、これらの活動を通じて、外国人の生活や習慣、考え方の違いなどを理解しながら、お互いに助け合いながら共に生活することの必要性が、市民の間で広く認識されるようになってきています。

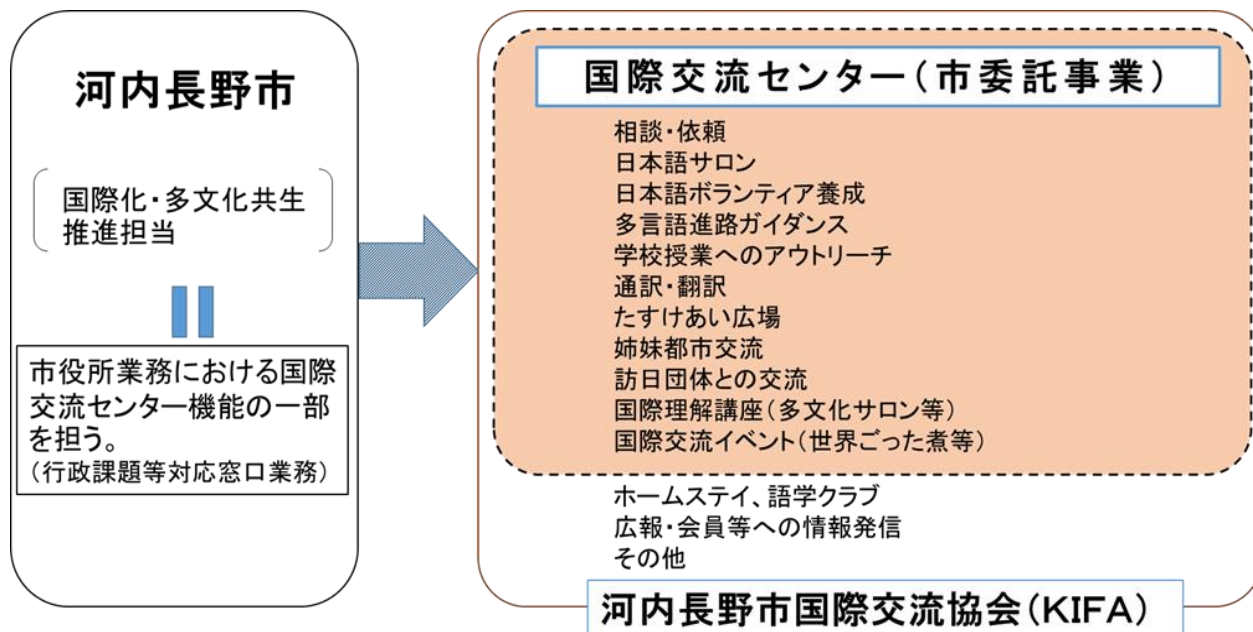
このように民間主導型のマンパワーによって進められてきた K I F A の活動も、本市の人口減少、少子高齢化社会の状況下において、活動や体制を維持、充実することが難しいと考えられます。

また、今後は外国人市民や観光客、いわゆるインバウンドの数がますます増加することが予想され、K I F A が行う活動へのニーズも高まっていきます。

さらに、これまでも増して外国人市民の生活や権利を守り、安全に安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これらの課題に対応するには、市や様々な団体との協力はもとより、これまでの形に捉われることなく、本市と K I F A の役割も不断に見直す必要があります。そして、多文化共生に向けて協力して取り組んでいくために、次世代の育成や姉妹都市などとの関係を築きながら、外国人市民等の増加に伴う様々な課題に取り組んでいきます。

■市と国際交流協会（K I F A）との関係



※但し、本図に記載の内容は令和元年11月現在のものであり、随時見直しが行われるものです。

おわりに

...